

いざ！という時の心構え！

ご自宅近くの
がけ地を
把握して
いますか？

普段の心構え
が肝心です。

雨の量に
注意して
いますか？

非常持ち出し
品を準備して
いますか？

避難場所は
決めて
いますか？

正確な情報と
知識が必要
です。

がけ・擁壁改修工事支援事業

がけや擁壁の改修工事費用の一部を助成します。

港区内の条件を満たすがけ・擁壁を所有する方の、改修工事に必要な費用の一部を港区が助成します。詳細は以下の問合せ先へご連絡下さい。

【問合せ先】

助成に関する問合せ…建築課 構造・耐震化推進係
03-3578-2111 (内線)2845

土砂災害ハザードマップに関する問合せ

港区防災危機管理室防災課防災係

03-3578-2541

刊行物発行番号 2022089-621100

港区 土砂災害 ハザードマップ

令和元年9月



港区土砂災害ハザードマップは、令和元年9月現在、港区で指定されている土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示したものです。今後、新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定される予定です。新たに指定された際には、本ハザードマップを改訂し、改めて区民の皆さんにお知らせします。

土砂災害に注意してください



区内には、雨が降り続いたり、強い地震が発生するなどした場合に、がけ崩れが発生する恐れがある場所があります。

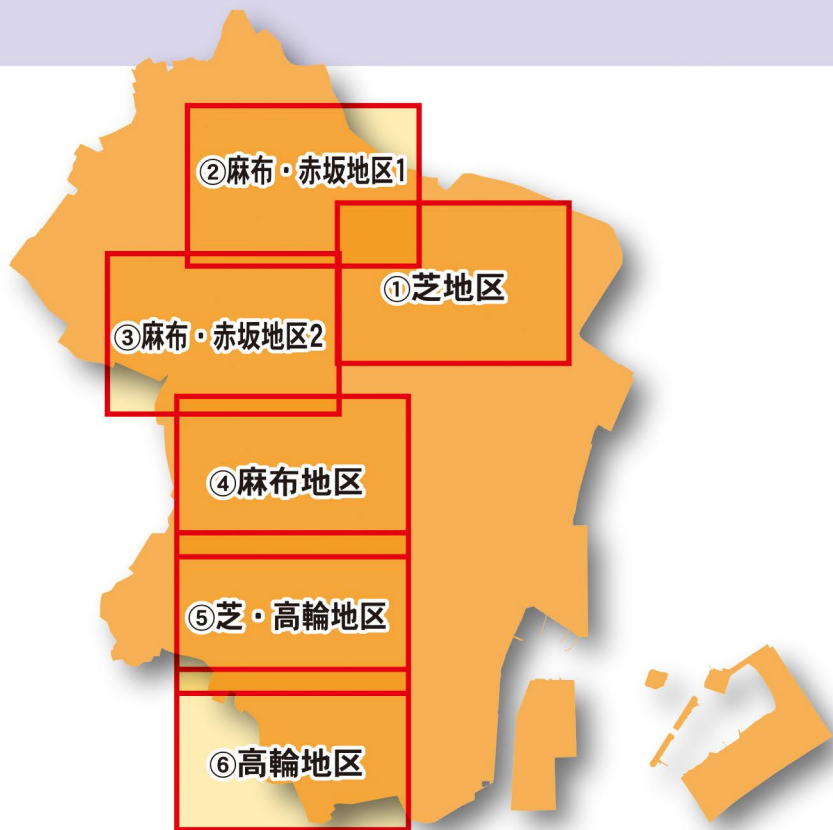
東京都による、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(「土砂災害防止法」)に基づく調査の結果、平成 29 年 3 月および令和元年 9 月に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (p.2 参照) が指定されました。

本ハザードマップは、区内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示したものです。

また、土砂災害に関する情報の種類や説明、区からの伝達手段などについても掲載しています。

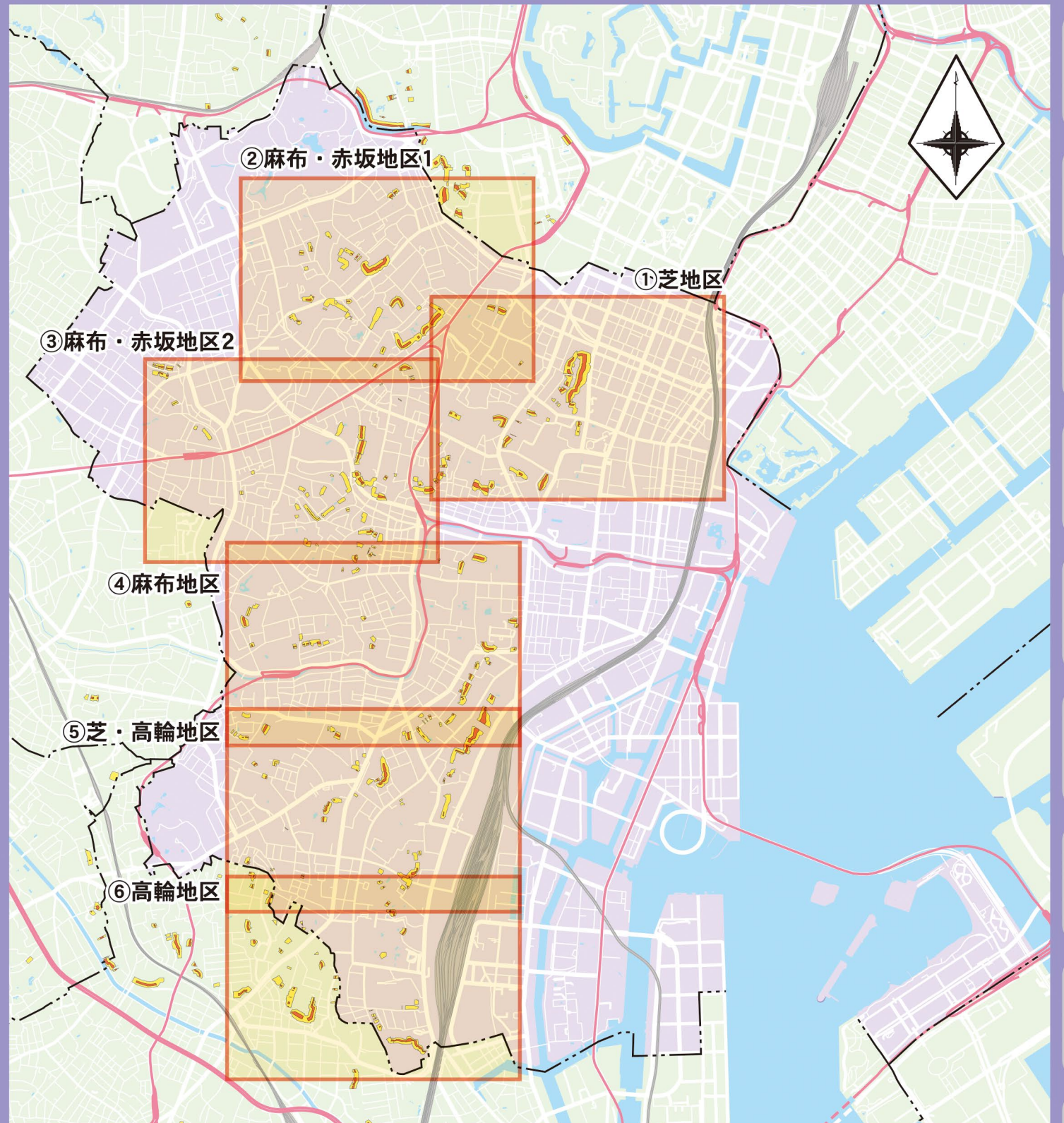
土砂災害の被害の軽減のために、本ハザードマップをお役立てください。

- 港区全体図 1
- 土砂災害を知る 2
- 土砂災害に備える 3
- 土砂災害から避難する 4
- 立退き避難について 5
- ハザードマップ
- ① 芝地区 6
- ② 麻布・赤坂地区1 8
- ③ 麻布・赤坂地区2 10
- ④ 麻布地区 12
- ⑤ 芝・高輪地区 14
- ⑥ 高輪地区 16



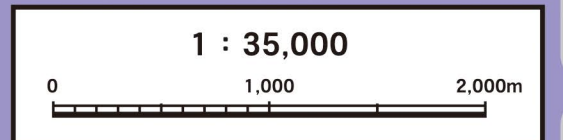
芝浦港南地区には土砂災害警戒(特別)区域の危険箇所はありません
 ※測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 4JHs 165

港区全体図



凡例

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)
	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)



地理院地図Vectorを加工して作成

※詳細についてはP2「土砂災害を知る」参照

土砂災害を知る

土砂災害の発生原因となる自然現象には、「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地滑り」の三種類があり、**港区内では「急傾斜地の崩壊」(がけ崩れ)が発生する恐れがあります。**

土砂災害の恐れがある場所

■土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

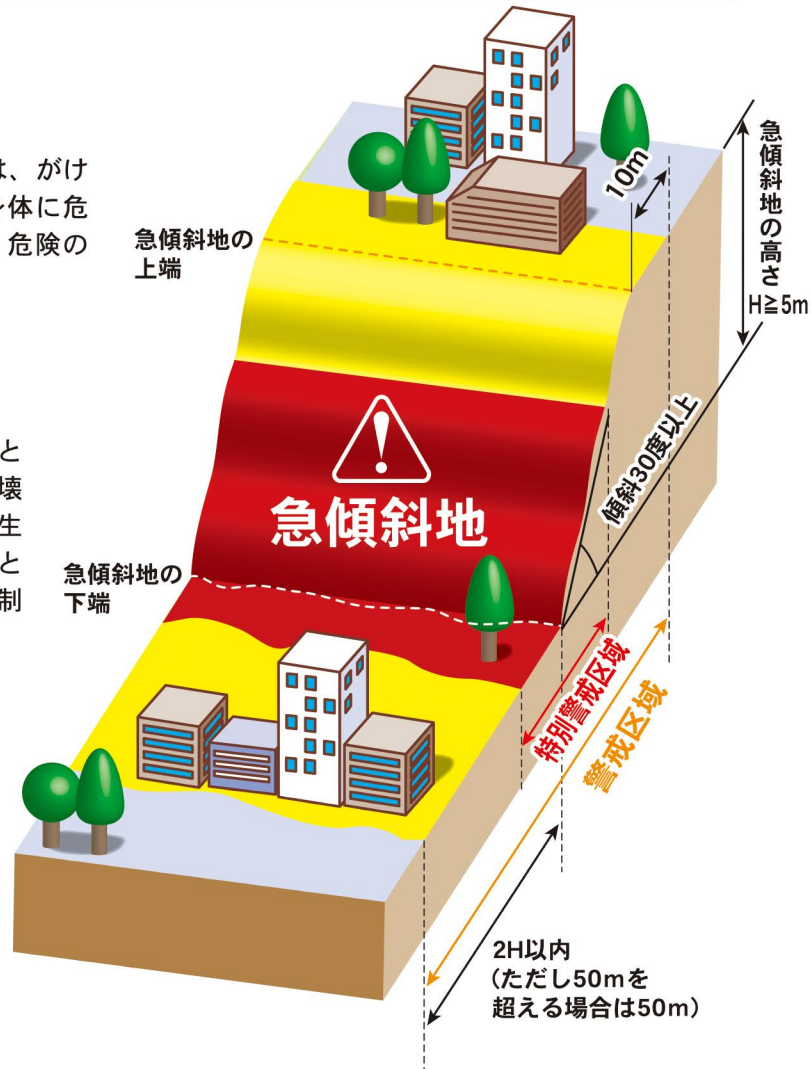
土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」とは、がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

■土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」とは、がけ崩れ等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、下記のとおり、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制などがあります。

特別警戒区域では以下のような規定も設けられています。

- 特定開発行為に対する許可制
住宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
- 建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
- 建築物の移転等の勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告がされる場合があります。



土砂災害や大雨に関する情報

■土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、過去に発生した土砂災害をくまなく調査した上で基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して東京都と気象庁が共同で発表しています。この基準に到達したときには、土砂災害がすでに発生しているもおかしくない状況となります。土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、周囲の状況や雨の降り方にも留意し、危険を感じたら躊躇することなく自主避難をお願いします。

■記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したりしたときに、各地の気象台が発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められています。この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表されるものです。なお、現在東京地方の発表基準は1時間雨量100mmです。

気象庁ホームページ
(気象警報・注意報)



<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=landslide&contents=warning>

土砂災害に備える

土砂災害における注意

●こんな場所には特に注意！

昔の地形がそのまま残る場所は特に注意しましょう。



斜面の一部が飛び出している



斜面に浮いているような石がある



斜面に割れ目がある



勾配30度以上



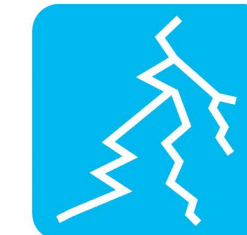
斜面から水がわきでている

●こんなまえぶれに注意！

次のような現象を見たり、聞いたりした場合には直ちに避難してください。



斜面から小石が落ちる



斜面に亀裂が入る



木の根が裂けるような音や地鳴りがする



斜面から水が湧き出た

●大雨が降り出した場合



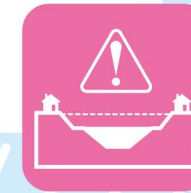
気象情報に注意する



防災関係機関の広報を聞き逃さないようにする



がけ地や河川の近くでは早めに避難の準備をする



古川や荒川などの水位上昇に注意する



不安を感じた場合には、区からの避難情報を待つことなく自主避難をする

●防災メールやアプリで備える

■防災情報メール

港区では、区民、事業者等の皆さんに、地震や大雨、洪水等の災害に関する情報を携帯電話、スマートフォン、タブレット端末やパソコンに電子メールで配信しています。

<登録方法>

- 次のアドレスに空メールを送信します。
t-minato@sg-p.jp
- 「港区防災情報メール」から返信メールが届きます。返信メールに登録フォームのURLが記載されていますので、アクセスします。
- 利用規約を確認し、「同意する」を押します。
- 配信カテゴリの選択、登録情報を入力し、「確認画面へ」を押します。
- 入力内容を確認して登録します。



スマートフォン・PC



フィーチャーフォン

※言語を日本語、英語から選択します。言語選択は各ページでできます。

■港区防災アプリ

港区では、区民、事業者等の皆さんに防災意識の普及・啓発をするため、「港区防災アプリ」を無料で配信しています。災害リスクの確認、災害に対する備えに港区防災アプリをご活用ください。

- ・主なコンテンツ
- 防災マップ
- 地区別防災マップ
- 水位・雨量情報
- 安否情報
- リンク集
- 防災情報ツール
- 防災ガイド

「港区防災アプリ」のダウンロード方法



iPhone



Android

iPhone端末向けアプリケーションは「App Store」、Android端末向けアプリケーションは「Google Play」からダウンロードできます。また、アプリダウンロードサービスでキーワード「港区防災アプリ」を検索することでもお探しいただけます。

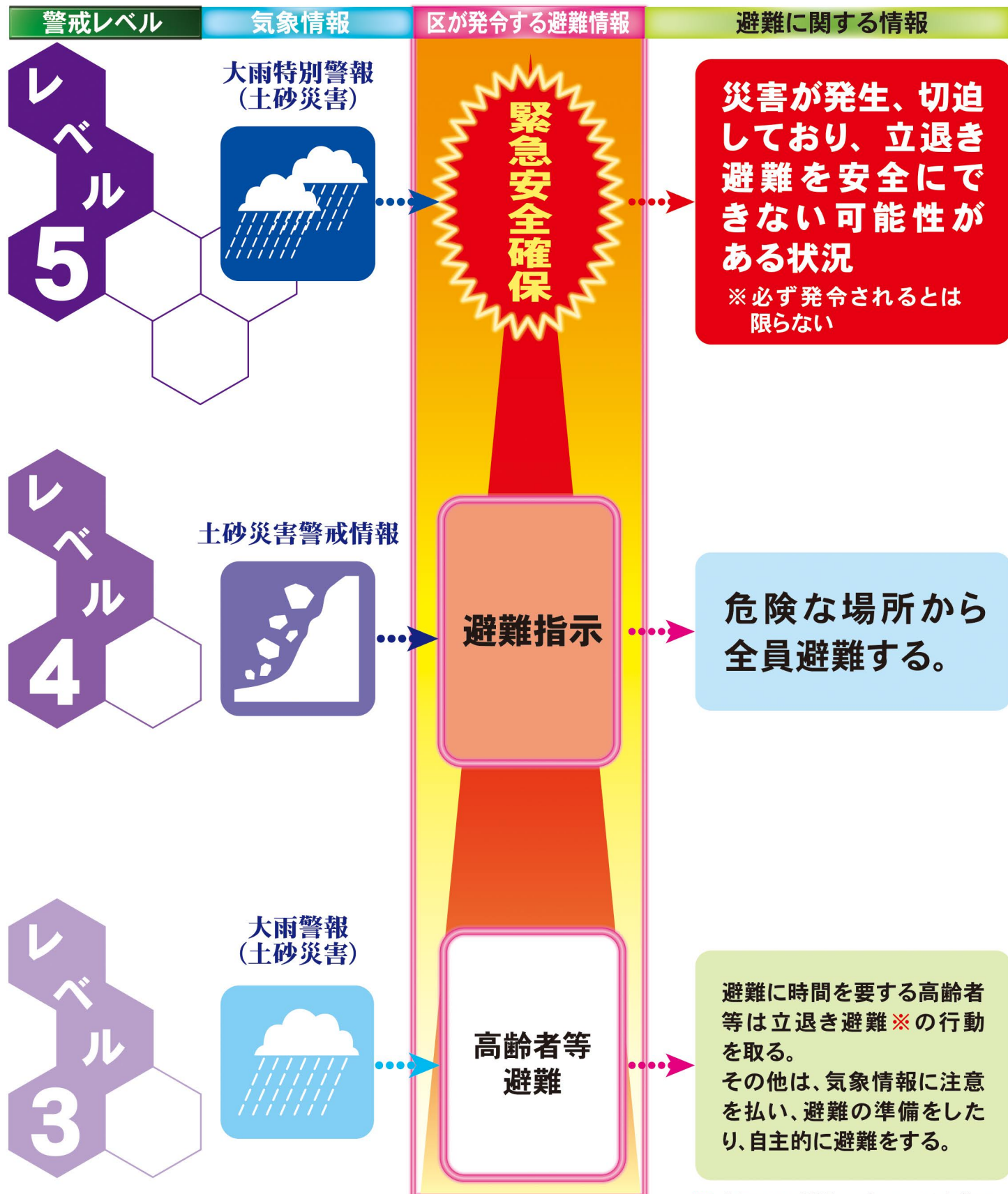
防災行政無線確認電話

防災行政無線放送塔からの放送内容が聞き取りにくい場合には、次の電話番号にお問い合わせをしていただくことにより、放送内容の確認ができます。

03-5401-0742

土砂災害から避難する

土砂災害に関する気象情報と避難



レベル1・2に関しては気象庁が発令します。

※【立退き避難】⇒右ページを参照
自分のいる建物から出て、区が指定した避難場所や、近隣の安全な場所に移動する避難行動のことです。

立退き避難について

大雨発生

避難情報の発令

- 港区防災行政無線
- 緊急速報メール (エリアメール)
- 青色防犯パトロール車両
- デジタルサイネージ
- 防災情報メール
- 港区公式ホームページ
- ツイッター
- フェイスブック
- 港区防災アプリ
- LINE

命の危険 直ぐに安全確保!

レベル5 (Warning icon)

レベル4

レベル3 (Evacuation icon)

区民避難所及び避難場所等へ避難

■区民避難所
災害によって家屋が損壊した場合や、川の氾濫などによって浸水した場合には、被害を受けた区民の方が一時的に生活するところです。区は土砂災害の危険がある場合に、緊急的に避難するための避難場所を、区民避難所またはほかの区有施設に設置する場合があります。その際は、区の防災情報メールやホームページなどによりお知らせします。なお、緊急に避難するための避難場所は、自主避難施設と兼ねることがあります。

※避難所は災害の状況に応じて開設箇所が異なります。

参考 ■自主避難施設
区は、区内に被害を及ぼす可能性がある台風の接近や上陸が予想される場合に、あらかじめ「自主避難施設」を区有施設に開設し、自宅にいて不安を感じる区民を受け入れます。その際は、区の防災情報メールやホームページなどによりお知らせします。